

神奈川県監査委員公表第2号

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県議会議長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年1月10日

神奈川県監査委員 大竹 准 一
 同 吉川 知恵子
 同 中家 華江
 同 加藤 元弥
 同 青山 圭一

1 措置の対象となった監査の結果

令和6年10月9日神奈川県監査委員公表第12号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議政局分1か所に係る2事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務課	令和6年9月18日（令和6年8月7日及び同月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、神奈川県議会議員用防災服ほかの購入契約（契約額1,735,360円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。</p> <p>2 庶務事務において、令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1件、18,450円が発生していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、担当者の会計事務に対する認識が不十分であったことに加え、課内で十分確認ができていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、職員の会計事務に関する知識を向上させるために議政局職員全員を対象とした会計事務研修を実施するとともに、会計書類については、複数職員による確認体制をルール化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 庶務事務については、職員の退職手当及び人事給与システムへの入力に対する職員の理解が不足していたことに加え、所属として確認体制が不</p>

			<p>十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、担当者マニュアルを改正し、今回の誤支給の事例を添付したほか、管理職も含めた複数職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	--	---